

## 台湾 税制 その他税制

### 税目

最終更新日：2021年12月31日

### 税目

#### 1. 国税

税目	税区分	税率	徴収機関	課税対象および範囲	納税義務者	主要法令
総合所得税	直接税	(2022年度) 1. 課税所得額(以下同)560,000台湾元以下：5% 2. 560,001台湾元～1,260,000台湾元：12% 3. 1,260,001台湾元～2,520,000台湾元：20% 4. 2,520,001台湾元～4,720,000台湾元：30% 5. 4,720,001台湾元以上：40%  (2018-2021年度) 1. 課税所得額(以下同)540,000台湾元以下：5% 2. 540,001台湾元～1,210,000台湾元：12%	財政部国税局	国籍、また、台湾内に居住の有無にかかわらず、台湾で所得のある個人	台湾で所得のある個人	所得税法 所得税法施行細則

税目	税区分	税率	徴収機関	課税対象および範囲	納税義務者	主要法令
		3. 1, 210, 001 台湾元～2, 420, 000 台湾元：20% 4. 2, 420, 001 台湾元～4, 530, 000 台湾元：30% 5. 4, 530, 001 台湾元以上：40%				
営利事業所得税	直接税	1. 課税所得額（以下同）12 万台湾元以下：免税 2. 120, 001 台湾元以上： (1)原則：20% (2)例外(120, 001 台湾元～50 万台湾元)： ①2018 年度：18% ②2019 年度：19% ③2020 年度以降：20%	財政部国税局	組織形態にかかわらず、台湾にて経営を行う営利事業者	営利事業者	所得税法 所得税法施行細則 営利事業所得税審査準則 中小企業発展条例
相続税	直接税	1. 遺産総額（以下同）5, 000 万台湾元以下：10% 2. 5, 000 万超～1 億台湾元以下：15% 3. 1 億台湾元超：20% 免税額：1, 200 万台湾元	財政部国税局	1. 常に台湾内にて居住する国民であって、死亡の際の台湾内外の全ての遺産 2. 常に台湾外にて居住する国民または外国人であって、死亡の際の台湾内財産	1. 遺言執行者がいる場合は遺言執行者 2. 遺言執行者がいない場合は相続人および遺贈の受遺者 3. 遺言執行者およ	遺産および贈与税法 遺産および贈与税施行細則

税目	税区分	税率	徴収機関	課税対象および範囲	納税義務者	主要法令
					び相続人がいない場合は、法によって選定された遺産管理人	
贈与税	直接税	1. 贈与総額 2,500 万台湾元以下：10% 2. 2,500 万超～5,000 万台湾元以下：15% 3. 5,000 万台湾元超：20% 免税額：年間 220 万台湾元	財政部国税局	1. 常に台湾内にて居住する国民であって、台湾内外の財産を贈与する場合 2. 常に台湾外にて居住する国民または外国人であって、台湾内の財産を贈与する場合	贈与人	遺産および贈与税法 遺産および贈与税法施行細則
証券取引税	直接税	1. 原則：0.3% 2. 2021 年 12 月 31 日前に、Taiwan Stock Exchange (TWSE) または Taipei Exchange (TPEX) 上場株式を、デイトレードした場合：0.15%	財政部国税局	有価証券の取引。ただし政府発行の債券の売買を除く	証券売出人	証券取引税条例
先物取引税	直接税	1. 株価指数先物：契約金額の 0.002% (10 万分の 2) 2. 金利先物取引： (1) 30 日期コマーシャルペーパー	財政部国税局	台湾内での先物、先物オプションまたは株価オプション取引	売買取引人双方	先物取引税条例

税目	税区分	税率	徴収機関	課税対象および範囲	納税義務者	主要法令
		金利先物：契約金額の 0.0000125% （百万分の 0.125） (2) 台湾 10 年期政府債先物： 契約金額の 0.000125%（百万分の 1.25） 3. オプション契約または先物オプ ション取引： 取引金額の 0.1% 4. 黄金先物その他先物取引： 契約金額の 0.00025%（百万分の 2.5） 5. 為替レート先物取引：契約金額 の 0.0001%（百万分の 1） 6. 原油先物取引：契約金額の 0.0005%（百万分の 5）				
営業税 （消費税）	間接税	5%（VAT の場合）	財政部国税局	台湾内にて販売され る物品、役務、および 輸入品	1. 物品または役務 を販売する営業者 2. 輸入品の荷受人 または所持者 3. 台湾内に固定の 営業所がない外国 事業者、機関、団体、	付加価値（VAT）型 および非付加価値 （non-VAT）型営業 税法 付加価値型および 非付加価値型営業 税法施行細則

税目	税区分	税率	徴収機関	課税対象および範囲	納税義務者	主要法令
					組織は役務を受け る買取人。ただし、 台湾内に固定の営 業所がないが、代理 人がある国際運輸 事業はその代理人	統一発票使用弁法
関税	間接税	輸入品目による	財政部関務署	輸入品	輸入品の荷受人、船 荷証券または輸入 品の所持者	関税法 関税法施行細則
物品税	間接税	品目による	財政部国税局	国産または輸入品に 関わらず、法に別途規 定があるものを除き、 貨物税条例に列挙さ れる物品	1. 国産品：生産メ ーカー 2. 輸入品：荷受 人、船荷証券また は物品の所持者 3. 委託生産品：受 託生産メーカー。た だし、委託人が課税 すべき物品の生産 メーカーである場 合、委託人を納税義 務者とするよう税 務機関に申請する	貨物税条例 貨物税徴収規則

税目	税区分	税率	徴収機関	課税対象および範囲	納税義務者	主要法令
					<p>ことができる</p> <p>4. 裁判所等で競売・変売（換金）される未納税の課税すべき物品：落札者、買受人または承継人</p> <p>5. 免税物品は譲渡または用途変更により免税規定に合致しない場合：譲渡または用途変更を行う者。かかる者が不明である場合は、物品所持者</p>	
酒・タバコ税	間接税	品目による	財政部国税局	国産または輸入品に関わらず、酒・タバコ税法が定める酒およびタバコ	<p>1. 国産品：生産メーカー</p> <p>2. 委託生産品：受託生産メーカー</p> <p>3. 輸入品：荷受人、船荷証券または物品の所持者</p>	酒・タバコ税法 酒・タバコ税法徴収規則

税目	税区分	税率	徴収機関	課税対象および範囲	納税義務者	主要法令
					4. 競売品：落札者 5. 免税酒・タバコが譲渡等により免税規定に合致しない場合：譲渡人または所持者	
特種物品および労務税（ぜいたく税）	間接税	1. 一般：10% 2. 所持期間1年以内の家屋または土地：15%（※2016年1月1日より徴収中止）	財政部国税局	1. 家屋、土地：所持期間2年以下の家屋およびその基地、または法により建築許可が取れる都市土地および非都市土地の工業区土地（※2016年1月1日より徴収中止） 2. 自動車：運転席含め9人乗り以下で販売価格または税込価格300万台湾元以上のもの 3. クルーズカー：長さ30.48m以上のもの 4. 飛行機、ヘリコプ	1. 家屋、土地：所有者（※2016年1月1日より徴収中止） 2. 自動車、クルーズカー、飛行機、ヘリコプターおよび軽航空機、亀甲、鼈甲、サンゴ、アイボリー、毛皮およびそれらの製品、家具： （1）製造の場合：メーカー （2）輸入の場合：受取人、船荷証券または物品の所持者	特種物品および労務税条例 特種物品および労務税条例施行細則

税目	税区分	税率	徴収機関	課税対象および範囲	納税義務者	主要法令
				<p>ターおよび軽航空機：販売価格または税込価格 300 万台湾元以上のもの</p> <p>5. 亀甲、鼈甲、サンゴ、アイボリー、毛皮およびそれらの製品：販売価格または税込価格 50 万台湾元以上のもの（ただし、野生動物保護法における希少野生動物およびその製品でない場合は含まない）</p> <p>6. 家具：販売価格または税込価格 50 万台湾元以上のもの</p> <p>7. 特種労務：販売価格 50 万台湾元以上の会員権利を指す（ただし、返却できる保証金的なものは含まない）</p>	<p>(3) 裁判所またはその他の機関（構）によるオークションの場合：落札者、買取人または譲受人</p> <p>(4) 免税の特種物品が譲渡または他用に変更するため免税規定を適用できない場合：譲渡者もしくは他用に変更する者、または物品所持者</p> <p>3. 特種労務：販売者</p>	



税目	税区分	税率	徴収機関	課税対象および範囲	納税義務者	主要法令
房地合一税（不動産取引税）	直接税	<p>1. 常に台湾内にて居住する個人の場合：</p> <p>(1) 家屋、土地の所持期間が2年以下：45%</p> <p>(2) 家屋、土地の所持期間が2年超え5年以下：35%</p> <p>(3) 家屋、土地の所持期間が5年超え10年以下：20%</p> <p>(4) 家屋、土地の所持期間が10年超え：15%</p> <p>(5) 財政部の公告による転職、不本意退職またはその他の不本意な原因で家屋、土地の所持期間が5年以下の場合：20%</p> <p>(6) 個人が自宅用地をもって営利事業者と提携し家屋を建て、土地の取得日から5年以内に家屋を完成し且つその家屋と土地を販売する場合：20%</p> <p>(7) 個人が土地、建物等を提供し、都市更新条例に基づく都市更新計画、又は都市危険老朽建物加速建替</p>	財政部国税局	<p>個人または営利事業者が家屋、家屋およびその基地、または法により建築許可が取れる土地（以下は「家屋、土地」と併称する）の取引をし、下記の一に該当する場合、所得税法第14条の4～第14条の8および第24条の5に基づき所得税を徴収する。</p> <p>1. 所持期間2年以下の2014年1月1日の翌日以降取得した家屋、土地</p> <p>2. 2016年1月1日以降取得した家屋、土地</p>	所有権者	所得税法 所得税法施行細則

税目	税区分	税率	徴収機関	課税対象および範囲	納税義務者	主要法令
		<p>え条例に基づく建替え計画に参加することにより取得した建物およびその所在基地について、所持期間5年以下の1回目の譲渡の場合：20%</p> <p>(8) 所得税法第4条の5第1項第1号でいう自宅、土地であり、本項の規定により算出した残高が400万台湾元を超えた部分：10%</p> <p>2. 常に台湾外にて居住する個人の場合：</p> <p>(1) 家屋、土地の所持期間が2年以下：45%</p> <p>(2) 家屋、土地の所持期間が2年超え：35%</p> <p>3. 台湾の営利事業者の場合：</p> <p>(1) 当年度の家屋、土地取引所得額から土地税法に基づき算出した土地の上昇額を引いて計算した残高について、所得額に計上せず、以下の税率により個別に営利事業所得税額を計算し、ほかの所得額に關す</p>				

税目	税区分	税率	徴収機関	課税対象および範囲	納税義務者	主要法令
		<p>る営利事業所得税と合わせて納税する。</p> <p>(2) 本店が台湾域内にある営利事業者：</p> <p>① 家屋、土地の所持期間が 2 年以下：45%</p> <p>② 家屋、土地の所持期間が 2 年超え 5 年以下：35%</p> <p>③ 家屋、土地の所持期間が 5 年超え：20%</p> <p>④ 財政部の公告による不本意な原因で所持期間が 5 年以下の場合：20%</p> <p>⑤ 営利事業が所持土地をもってほかの営利事業者と提携し家屋を建て、土地の取得日から 5 年以内に家屋を完成し且つその家屋と土地を販売する場合：20%</p> <p>⑥ 営利事業が土地、建物等を提供し、都市更新条例に基づく都市更新計画、又は都市危険老朽建物加速建替え条例に基づく建替え計画に参</p>				

税目	税区分	税率	徴収機関	課税対象および範囲	納税義務者	主要法令
		加することにより取得した建物およびその所在基地について、所持期間5年以下の1回目の譲渡の場合： 20% (3) 本店が台湾域外にある営利事業者： ・家屋、土地の所持期間が2年以下： 45% ・家屋、土地の所持期間が2年超： 35%				

## 2. 地方税

税目	税区分	税率	徴収機関	課税対象および範囲	納税義務者	主要法令
地価税 (土地税)	直接税	1. 一般：1～5.5% 2. 宅用地：0.2% 3. 公共施設保留地：0.6% 4. 公有地、工業用地等：1%	地方税務徴収機関	田賦対象外の地価が設定された土地	1. 土地所有者 2. 典権設定土地：典権者 3. 政府から受領した土地：受領者 4. 政府からの開墾請負土地：耕作権者	土地税法 土地税法施行細則 土地税減免規則 平均地権条例 平均地権条例施行細則 農業発展条例 農業発展条例施行

税目	税区分	税率	徴収機関	課税対象および範囲	納税義務者	主要法令
					5. 公有土地：管理機関 6. 共同共有土地：管理人 7. 信託土地：受託者	細則
田賦 (土地税)	直接税	現在徴収停止	地方税務徴収機関	地価の設定の有無に関わらず、公共施設が完成される前で農業用地として使用される農地	地価税と同様	土地税法 土地税法施行細則 土地税減免規則 平均地権条例 平均地権条例施行細則 農業発展条例 農業発展条例施行細則
土地増値税 (土地税)	直接税	1. 一般：20～40% (保有年数による調整あり) 2. 自宅用地：10%	地方税務徴収機関	地価が設定された土地であって、土地所有権移転または典権設定の際の値上り総額	1. 有償移転：本来の所有権者 2. 無償移転：新所有権者 3. 典権設定：設定者	土地税法 土地税法施行細則 土地税減免規則 平均地権条例 平均地権条例施行細則 農業発展条例

税目	税区分	税率	徴収機関	課税対象および範囲	納税義務者	主要法令
					4. 信託土地の有償移転または典権設定：受託者 5. 信託土地の帰属：帰属権利者	農業発展条例施行細則
家屋税	直接税	1. 住宅用（自己用）：1.2% 2. 住宅用（非自己用）：1.5～3.6% 3. 営業用：3～5% 4. 非住宅非営業用：1.5～2.5%	地方税務徴収機関	各種家屋および家屋の使用価値を増加する建築物	1. 家屋所有者 2. 典権設定：典権者 3. 信託家屋：受託者	家屋税条例
契約税	直接税	1. 売買：6% 2. 典権：4% 3. 交換：2% 4. 贈与：6% 5. 分割：2% 6. 占有：6%	地方税務徴収機関	不動産の売買、典権設定、交換、贈与、分割または占有による所有権取得。ただし、土地増値税徴収区域の土地を除く。	1. 売買契約税：買主 2. 典権契約税：典権者 3. 交換契約税：交換者 4. 贈与契約税：受贈者 5. 分割契約税：分割者 6. 占有契約税：占有者	契税法

税目	税区分	税率	徴収機関	課税対象および範囲	納税義務者	主要法令
印紙税	間接税	1. 金銭契約書：0.4% (入札金は0.1%) 2. 動産売買契約書： 1件当たり12台湾元 3. 請負契約書：0.1% 4. 不動産譲渡・分割契約書：0.1%	地方税務徴収機 関	1. 金銭領収書 2. 動産売買契約書 3. 請負契約書 4. 不動産譲渡または 分割契約書	1. 金銭領収書：作 成者 2. 動産売買、請 負、不動産譲渡ま たは分割契約書： 締結者	印紙税法 印紙税法施行細則
鑑札税（ナンバープレート使用税）	間接税	1. 小型車（9人乗り以下）： 900～151,200台湾元 2. 大型車および貨物車： 900～16,200台湾元（500cc以下大 型乗用車は免税） 3. バイク： 800～11,230台湾元（150cc以下免 税） 4. 電動小型車（9人乗り以下）： 900～117,000台湾元 5. 電動大型車および貨物車： 4,500～15,300台湾元 6. 電動バイク： 800～7,120台湾元（20.19HP以下は 免税）	地方税務徴収機 関	公共の水陸道路を使 用する乗り物	乗り物の所有者ま たは使用者	鑑札使用税法 各自治体の鑑札使 用税徴収自治条例

税目	税区分	税率	徴収機関	課税対象および範囲	納税義務者	主要法令
		※4.～6.の電動車両について、各自治体の公告によって、2021年12月31日までの免税優遇がある。				
娯楽税	間接税	各自治体によって異なる	地方税務徴収機関	1. 映画 2. 職業的歌唱活動、講談、舞踊、サーカス、マジック、芸能パフォーマンス、およびナイトクラブの各種演出 3. 芝居、音楽演奏および非職業的歌唱活動、舞踊等の演出 4. 各種競技試合 5. ダンスホール 6. ゴルフ場およびその他娯楽施設  なお、入場券の代わりに飲み物や娯楽施設を提供する場合は、その代金	娯楽に対価を支払う者	娯楽税法 各自治体の娯楽税徴収自治条例